

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市体験交流施設大津島海の郷

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人大津島研究所

所在地 周南市大字大津島2089番地

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(参 考)

## 一般社団法人大津島研究所の概要

### 1 団体の目的等

大津島の自然や歴史、文化などの地域資源を活用して、体験交流を通して交流人口の拡大、地域住民の活躍の場の創出、大津島の魅力の発信等を推進し、大津島の地域活性化を図ることを目的に設立された。

2 設立年月日 平成25年1月22日

3 所在地 周南市大字大津島2089番地

### 4 事業内容

- (1) 体験交流活動等に関する施設の管理・運営等
- (2) 体験交流活動等に関する助言・指導
- (3) その他附帯又は関連する事業等

### 5 組織等

- (1) 役員 4人 (代表理事1人、理事2人、監事1人)
- (2) 社員 5人